

議案第91号

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度狭山市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年11月26日提出

狭山市長 仲川幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度狭山市一般会計補正予算（第4号）

補正予算別冊のとおり

平成26年11月21日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成26年度狭山市一般会計補正予算（第4号）

平成26年度狭山市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,555,694千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 2,492,979	千円 55,988	千円 2,548,967
	3 県委託金	233,015	55,988	289,003
歳入合計		47,499,706	55,988	47,555,694

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,973,539	千円 55,988	千円 7,029,527
	4 選挙費	52,497	55,988	108,485
歳 出 合 計		47,499,706	55,988	47,555,694